

冬季eリスポンス特約 (特約料金表)

2023年12月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この冬季e リスpons特約料金表（以下「この料金表」といいます。）は、沖縄県を除く地域に適用いたします。

2 特約種別

この料金表の特約種別は、冬季e リスpons特約といたします。

3 適用条件

次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に、4（調整種別）を適用いたします。

- (1) 当社が定める契約種別（高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要に適用されるものといたします。）により電気の供給を受ける需要であること。
- (2) 4（調整種別）により、使用電力量の調整が可能であること。

4 調整種別

指定時型調整

2023年12月1日から2024年3月31日までの間で、当社が通知する時間帯（以下「時間帯」といい、「対象時間帯」を含む日を「対象日」といいます。）において、お客さまがこの料金表による契約とあわせて契約されている契約種別（自家発補給電力または予備電力とあわせて契約されている場合は、自家発補給電力および予備電力を除きます。以下「併合契約」といいます。）の6（料金）(3)に定める併合契約の標準的な使用電力量を下回るように調整していただきます。

5 契約使用期間

契約使用期間は、料金適用開始の日から2024年3月31日までといたします。

6 料 金

指定時型調整

料金は、4（調整種別）の期間において、(1)で算定されるリスpons割引額（指定時型）を、当該期間終了日の属する月分の翌々月分の併合契約の料金として算定される金額から差し引いて算定いたします。

ただし、当該期間におけるリスpons割引額（指定時型）が当該期間終了日の属する月分の翌々月分の併合契約の料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を上回った場合、上回った金額分についてはその翌月分に繰越して差し引き（以降、リスpons割引額（指定時型）が零となるまで同様に差し引き）することといたします。また、リスpons割引額（指定時型）を、併合契約の料金として算定される金額から差し引く前に併合契約を解約されたお客さまについては、差し引きされなかったリスpons割引額（指定時型）について当社が定める方法にて返戻するものといたします。

(1) リスpons割引額（指定時型）

当該期間のリスpons割引額（指定時型）は、次のとおり算定して合計したものといたします。ただし、割引単価に応じたリスpons割引額（指定時型）は、1日を1単位として1単位ごとに算定を行って当該期間で合計し、合計額の円位未満の端数は切り上げます。

$$\text{リスpons割引額（指定時型）} = (2) \text{のリスpons電力量（指定時型）} \times (4) \text{の割引単価 の合計額}$$

(2) リスpons電力量（指定時型）

リスpons電力量（指定時型）は、(3)に定める対象時間帯の併合契約の標準的な使用電力量から対象時間帯の実際の併合契約の使用電力量を差し引いた値といたします。

なお、(4)に定める割引単価に応じたリスpons電力量（指定時型）の算定は、30分を1単位として1単位ごとに行い、対象時間帯ごとに合計し、小数点以下第3位を切り捨てます。ただし、1単位ごとの実際の併合契約の使用電力量を1単位ごとの併合契約の標準的な使用電力量から差し引いた値が零以下となる場合は、当該1単位のリスpons電力量（指定時型）を零といたします。

(3) 併合契約の標準的な使用電力量

併合契約の標準的な使用電力量は、併合契約の過去の実績に基づき、資源エネルギー庁が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に則り、イ(ハ)およびロ(ハ)のとおり算定いたします。

イ 対象日が別表（土曜日および休日等）以外の日（以下「平日」といいます。）の場合

(イ) 併合契約の標準的な基準使用電力量の算定

併合契約の標準的な基準使用電力量は、通知する対象日を含まない、対象日の直近5日間のうち対象時間帯の平均使用電力量の多い4日間（以下「平日の基準日」といいます。）の対象時間帯における30分を1単位とした1単位ごとの平均使用電力量といたします。

なお、直近 5 日間において対象時間帯の平均使用電力量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い 1 日を除いた 4 日間を平日の基準日といたします。ただし、次の日については母数となる直近 5 日間から除外いたします。その場合、当該母数が 5 日間となるように通知する対象日から過去 30 日以内でさらに日をさかのぼるものといたします。

a 別表 (土曜日および休日等) に定める日

b 過去の対象日

c 対象時間帯における使用電力量の平均値が、直近 5 日間の対象時間帯における使用電力量の総平均の 25% 未満のときは当該日

また、平日の直近の日数が 4 日間しか設定できなかった場合、当該 4 日間を平日の基準日といたします。さらに平日の直近の日数が 4 日間に満たない場合は、4 日間となるよう対象日から過去 30 日以内の対象日のうち、対象時間帯の平均使用電力量が最も大きい日から平日の基準日に設定いたします。

(ロ) 当日調整基準平均使用電力量の算定

当日調整基準平均使用電力量は、対象日の対象時間帯の始期の 5 時間前から 2 時間前まで (以下「当日調整基準時間帯」といいます。) の 30 分を 1 単位とした 6 単位の使用電力量を対象日の対象時間帯の当日調整基準使用電力量 (以下「当日調整基準使用電力量」といいます。) とし、「当日調整基準使用電力量から平日の基準日における当日調整基準時間帯の 30 分を 1 単位とした 1 単位の平均使用電力量を差し引いた値」の平均値を算出し、小数点以下第 3 位を四捨五入いたします。

(ハ) 併合契約の標準的な使用電力量の算定

併合契約の標準的な使用電力量は、(イ) で算出された併合契約の標準的な基準使用電力量に、(ロ) で算出された当日調整基準平均使用電力量を加算したものを併合契約の標準的な使用電力量といたします。

ただし、併合契約の標準的な使用電力量が零以下となる場合は、30 分を 1 単位とした 1 単位ごとの併合契約の標準的な使用電力量を零といたします。

ロ 対象日が別表 (土曜日および休日等) に定める日の場合

(イ) 併合契約の標準的な基準使用電力量の算定

併合契約の標準的な基準使用電力量は、通知する対象日を含まない、対象日の直近 3 日間のうち対象時間帯の平均使用電力量の多い 2 日間 (以下「土日の基準日」といいます。) の対象時間帯における 30 分を 1 単位とした 1 単位ごとの平均使用電力量といたします。

なお、直近 3 日間において対象時間帯の平均使用電力量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い 1 日を除いた 2 日間を土日の基準日といたします。ただし、次の日については母数となる直近 3 日間から除外いたします。その場合、当該母数が 3 日間となるように通知する対象日から過去 30 日以内でさらに日をさかのぼるものといたします。

a 平日

b 過去の対象日

c 対象時間帯における使用電力量の平均値が、直近 3 日間の対象時間帯における使用電力量の総平均の 25% 未満のときは当該日

また、直近の日数が 2 日間しか設定できなかった場合、当該 2 日間を土日の基準日といたします。さらに 2 日間に満たない場合は、2 日間となるよう対象日から過去 30 日以内の対象日のうち、対象時間帯の平均使用電力量が最も大きい日から土日の基準日に設定いたします。

(ロ) 当日調整基準平均使用電力量の算定

当日調整基準平均使用電力量は、当日調整基準時間帯の 30 分を 1 単位とした 6 単位の使用電力量を当日調整基準使用電力量とし、「当日調整基準使用電力量から土日の基準日における当日調整基準時間帯の 30 分を 1 単位とした 1 単位の平均使用電力量を差し引いた値」の平均値を算出し、小数点以下第 3 位を四捨五入いたします。

(ハ) 併合契約の標準的な使用電力量の算定

併合契約の標準的な使用電力量は、(イ) で算出された併合契約の標準的な基準使用電力量に、(ロ) で算出された当日調整基準平均使用電力量を加算したものを併合契約の標準的な使用電力量といたします。

ただし、併合契約の標準的な使用電力量が零以下となる場合は、30 分を 1 単位とした 1 単位ごとの併合契約の標準的な使用電力量を零といたします。

(4) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

イ 当社が独自で発令した場合

リスボンズ電力量（指定時型）1キロワット時につき	5円 00銭
--------------------------	--------

ロ 需給ひっ迫注意報または需給ひっ迫警報が発令された場合

リスボンズ電力量（指定時型）1キロワット時につき	20円 00銭
--------------------------	---------

7 その他

(1) 当社は、この料金表の実施にあたり、提携先が提供するシステムおよびサービスを利用することがあり、当社は、お客さまの情報（30分電力量、この料金表の適用開始日、当社が通知するメールアドレス）を当該提携先に提供することがあります。

(2) この料金表に定めのない事項については、併合契約によるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。

別 表

土曜日および休日等

この料金表において、土曜日および休日等とは、併合契約の料金表にかかわらず次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。